

西予市農業委員会 令和7年12月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日（火）午後1時27分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 34名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守	○		6番	大久保 卓	○	
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫		○	9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 暁彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博	○		14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太	○		17番	角藤 博文	○		18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆	○	
25番	水野 久利		○	26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也	○		30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之		○
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聡	○	
37番	井上 明宏		○	38番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 4名 8番 大塚 康倫 25番 水野 久利 33番 久重 儀之
37番 井上 明宏

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第41号 農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第42号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第5 報告第43号 農地現況証明（農業用施設用地）について
- 日程第6 報告第44号 非農地現況証明について
- 日程第7 報告第45号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第8 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第54号 農地転用事業計画変更による承認申請について
- 日程第11 議案第55号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	<p>ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年12月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。師走の大変忙しい中、定例総会に出席いただきましてありがとうございます。4月から約8箇月間、つたない会長ではありますが、いろいろとご協力をいただきまして、あらためて御礼を申し上げます。今年もあと一週間余りとなりました。悔いの残らないよう一年を締めくくっていただき、どうか良いお年を迎えていただければと思います。本日は、報告事項が5件、議案が4件となっております。審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
亀岡局長	<p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。</p>
中村会長	<p>議事に入るまでに、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」6ページ、整理番号5番につきましては取り下げられましたので報告します。</p> <p>では、ただいまから12月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員19名中16名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、8番大塚委員、25番水野委員、33番久重委員から欠席の旨、37番井上委員から遅れる旨の通告がありましたので、報告します。</p>
中村会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、11番高橋委員、27番佐竹委員のお二人にお願いします。</p>
中村会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第3、報告第41号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第41号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページ、3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が11件となっています。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第4、報告第42号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

井上係長	<p>報告第 43 号「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、申請人、神奈川県横浜市、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、4 番 土居委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 6、報告第 44 号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>報告第 44 号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番から 6 番につきまして、申請人、宇和町皆田、●●●●外 5 名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、2 番 和氣委員、5 番 菊池委員、7 番 大塚委員、8 番 大塚委員、9 番 小笠原委員、10 番 兵頭委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 7、報告第 45 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第 45 号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。</p> <p>農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3 箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「●●●●株式会社」、「株式会社●●●●」、「株式会社●●●●」、「有限会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 8、議案第 52 号については、14 番 重原委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、14 番 重原委員退席後、整理番号 6 番から 9 番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 14 番 重原委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、日程第 8、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番から 9 番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 6 ページ、7 ページをご覧ください。整理番号 6 番から 9 番の申請は、貸人●●●●外 5 名から、借人●●●●へ賃借権の設定を行うものであります。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 5 ページから 8 ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

中村会長	ただ今の説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号6番から9番をお願いします。
24 番三瀬委員	整理番号6番から9番までの4案件は、全て賃借権の設定であり、受人の親族から受人への経営継承に伴う申請で内容が同じでありますので、一括して24 番 三瀬が報告します。受人は、渡人との賃借権の更新手続きのかからない第3条での申請となりました。受人は、地域農業をリードしながら意欲的に家族と営農をしており、農地すべてについて効率的に利用して耕作すると認められます。整理番号6番から9番までの4案件の申請地は、申請人案内の下、12月16日に河野農業委員と農地として耕作されていることを確認しました。
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。</p> <p>ただ今の地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第8、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番から9番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番から9番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 14 番 重原委員 着席 》</p>
中村会長	次に、日程第8、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」5番から9番までを除く10件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の6ページから8ページをご覧ください。整理番号5番から9番を除く今月の農地法第3条の規定による許可申請は10件でございます。権利別では、所有権移転の売買が3件、贈与が7件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから4ページ、9ページから14ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。

中村会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。
23番芝委員	整理番号1番の案件につきまして、23番芝が報告致します。申請地は、令和4年に渡人が売買にて所有権移転の許可を受け、取得した農地です。農地の維持管理を行いながら、隣接する空き家の改装工事を進めておりましたが、ご家族の不幸があり移住を諦め、農地と建物を売却することになったようです。受人は農業の経験はありませんが、実家が農業を営んでおり今後、家庭菜園程度から始め、少しずつ規模を広げる予定のようです。12月17日に農業委員の宇都宮氏と現地確認を行いました。耕作はされておりませんが、草刈り等の維持管理はされており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
23番芝委員	引き続き、整理番号2番の案件につきまして、23番芝が報告致します。草刈り等の管理が難しくなったことから、今回、申請地に自宅に近い受入への贈与に至ったようです。道路の拡張工事で、わずかな面積の農地ではありますが、現在は果樹が植えられております。12月17日に農業委員の宇都宮氏と現地確認を行いました。許可要件など問題はなく、周辺農地及び地域営農への影響もないと思います。
中村会長	3番、4番をお願いします。
21番和氣委員	整理番号3番の案件を21番和氣が報告します。12月14日に河野農業委員と現地確認をしました。受人は、経営規模を拡大するため申請地を取得したいというもので、今回の申請となっております。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件を満たすものと思われます。また、現地はいつでも耕作できる状況であり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。
21番和氣委員	整理番号4番の案件を21番和氣が報告します。12月14日に河野農業委員と現地確認をしました。受人が今まで賃貸借で利用していた農地を取得するという今回の申請となっております。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件を満たすものと思われます。また、現地は農地として耕作されており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。
中村会長	10番をお願いします。
24番三瀬委員	整理番号10番の案件につきまして、24番三瀬が報告します。渡人は高齢でありまた、後継者も県外に居住し地元に戻る予定もなく、今回申請地の売却となりました。受人は、今回の申請地の取得により、隣接地と併せ効率的な営農作業が出来るようになります。また、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ありません。申請地は12月16日に重原農業委員と農地であることを確認しました。
中村会長	11番をお願いします。
36番宇都宮委員	整理番号11番の案件につきまして、36番宇都宮が報告します。12月14日に大塚農業委員と確認を行いました。受人は、親族からの贈与による取得ということであり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力からみても問題ないことから許可要件を満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認し

<p>中村会長</p>	<p>ました。周辺への影響はないと思います。</p>
<p>31 番橋本委員</p>	<p>12 番をお願いします。</p> <p>整理番号 12 番の案件につきまして、31 番 橋本が報告します。12 月 17 日に大塚農業委員と現地確認を行いました。受人は、規模拡大のために農地を取得したいということです。申請地は、水稲収穫後の状態であり、農地と確認しました。取得後においては、水田として利用すること、面積に見合う機械、労働力、技術、通作距離からみて問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p> <p>30 番三好委員</p>	<p>13 番をお願いします。</p> <p>整理番号 13 番の案件につきまして、30 番 三好が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p> <p>26 番矢野委員</p>	<p>14 番、15 番をお願いします。</p> <p>整理番号 14 番の案件につきまして、26 番 矢野が報告します。12 月 13 日、小笠原農業委員とともに案件農地の現地確認をしました。また、現地確認前には小笠原農業委員が受入から農地取得の事情、本農地に対する営農意欲等について確認しております。譲渡人は遠隔地に在住し管理できないため、隣接する宅地と併せ、本農地についても管理を依頼するため、受人に贈与するものです。受人は地区内に在住し、農業経営にも意欲的に取り組んでおり、取得後においてもすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として管理されていることを確認しました。本譲渡による周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>26 番矢野委員</p>	<p>整理番号 15 番の案件につきましても、26 番 矢野が報告します。12 月 13 日、小笠原農業委員とともに現地確認をしました。案件の土地は、譲渡人が相続しましたが、遠隔地に在住し管理ができないため、町内に在住する親族の受入に譲渡するものです。受人は、通作距離はやや遠いものの、これまでも渡人の家族から依頼され、本案件の土地を通作し管理していたとのこと。受人は、営農において機械、労働力、技術等からみても問題なく、許可要件を満たしております。農地には現在、柚子が植栽され、草刈等もされておりました。なお、一部の農地において、家庭事情等も重なり管理不足で荒れ気味になっておりましたが、草刈等で十分農地として整備できる状況でありました。受人からは、今後これらの農地をきちんと管理し、利用していく意思を確認しております。本譲渡による周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。</p> <p>ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p>

	<p>(補足説明なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第8、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番から9番を除く10件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>中村会長</p>	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第8、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番から9番を除く10件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>中村会長</p>	<p>次に、日程第9、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
<p>井上係長</p>	<p>議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は5件で、権利別では、所有権移転の売買が4件、使用貸借権の設定が1件です。</p> <p>はじめに整理番号1番ですが、転用場所は宇和町坂戸の畑、面積249㎡の1筆で、転用目的は駐車場です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため、第2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号2番ですが、転用場所は宇和町岩木の畑、面積309㎡の1筆で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、鉄道の駅から300m以内にある農地のため、第3種農地と判断し、原則転用許可に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号3番ですが、転用場所は宇和町下松葉の畑、面積551㎡の1筆で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため、第2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号4番ですが、転用場所は宇和町明石の田、合計面積218㎡の3筆で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため、第2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>最後に整理番号5番ですが、転用場所は野村町蔵良の畑、面積1,085㎡の1筆で、転用目的は堆肥舎です。農地区分は、農用地区域内農地の農業用施設と判断し、農地法施行令第4条第1項第2号イで規定する農業用施設に該当すると考えます。</p> <p>その他の要件につきましては、別添意見書15ページから19ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>

中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
12番河野委員	整理番号1番を12番河野が報告します。12月14日に和氣推進委員と現地確認を行いました。譲受人は現在、2世帯住宅に居住されていますが、祖母と同居することになり住居が手狭となります。居宅近くの住宅と、隣接の申請地を併せて購入予定ですが、駐車場不足のため申請地は駐車場に整備したいということでもあります。碎石で整地し、土砂等の流出を防止し、雨水は北側道路側溝に排水します。周囲は住宅地であり、営農に支障はないものと思われます。
中村会長	2番をお願いします。
14番重原委員	整理番号2番を14番重原が報告します。12月16日に三瀬推進委員と現地確認を行いました。申請人は現在、父親所有の住宅に居住していますが、家族が増え手狭になったため自己住宅を建築するものであります。隣接農地に排水が浸入しない配管や、農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われます。
中村会長	3番をお願いします。
7番大塚委員	整理番号3番を7番大塚好宏が報告します。12月14日に宇都宮推進委員と現地確認を行いました。申請人は家族5人で生活しておりますが、現在の住居では手狭となったため、申請地に住宅を建築したく申請に及びました。周囲をコンクリート擁壁で土留めし、外部に雨水が流出しないよう計画されており、周辺農業への支障はないものと思われます。
中村会長	4番をお願いします。
31番橋本委員	4番について8番大塚康倫農業委員が欠席のため、31番橋本が代読して報告いたします。12月17日、橋本推進委員と現地確認を行いました。譲受人は現在、親族宅に間借りしておりますが、子供の成長に伴い住環境が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいとのことです。農地に排水が浸入しない配管、日陰に配慮した建物の配置となっており、周辺農業への支障はないものと思われます。
中村会長	5番をお願いします。
13番楠委員	整理番号5番を13番楠が報告します。12月15日午後、佐竹推進委員と現地確認を行いました。譲受人は畜産業を営んでいますが、現在設置している堆肥舎だけでは約300頭の牛のふん尿処理が困難になってきています。現在、堆肥舎を借りて処理しており、早急に堆肥舎を建築する必要があることから今回の申請に至りました。現地は既に堆肥舎として使用されていますが、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。また、始末書も提出されていることを確認しております。
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>

中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第8、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番から9番を除く10件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第10、議案第54号「農地転用事業計画変更による承認申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第54号「農地転用事業計画変更による承認申請について」説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番は、当初、自己住宅を建築する予定でしたが、宇和島市に建築することとなったため、住宅建築から不動産業者に賃貸する貸駐車場として計画を変更するものです。農地区分は、都市計画法の用途地域内の農地のため、第3種農地と判断し、原則転用許可に該当すると考えます。その他の事業計画変更審査につきましては、別添意見書20ページにあるとおりです。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
7番大塚委員	<p>1番を7番大塚好宏が報告します。12月14日に宇都宮推進委員と現地確認を行いました。申請人は住宅を建設する予定でしたが、住宅用地により適した別の土地を確保できる見込みが立ったため、申請地を貸駐車場に変更し申請を行うものです。申請地の周辺に農地はないため、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります</p> <p>ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

中村会長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 10、議案第 54 号「農地転用事業計画変更による承認申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第 54 号「農地転用事業計画変更による承認申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、議案第 55 号については、7 番 大塚委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>《 7 番 大塚委員 退席 》</p>
中村会長	<p>では、日程第 11、議案第 55 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による案件は、16 件でございます。議案書の 10 ページ、11 ページをご覧ください。</p> <p>西予市長より令和 7 年 12 月 9 日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が 16 件です。利用権設定をする者が 16 名、設定を受ける者が 11 名、うち地域計画内の案件が 15 件でございます。利用権設定面積は 58,024 m²、筆数が 41 筆です。</p> <p>以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります</p>
中村会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第 11、議案第 55 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第 11、議案第 55 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」の 16 件は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。</p> <p>《 7 番 大塚委員 着席 》</p>

中村会長

以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。
次回の定例総会は、1月23日金曜日の午後1時30分からです。

亀岡局長

ご起立ください。礼。ご着席ください。

午後2時11分閉会

議事録署名委員

会 長

11 番 委 員

27 番 委 員